

(資料四)

平成二十三年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	1
島根県公文書等の管理に関する条例	1
島根県情報公開条例の一部を改正する条例	6
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	8
非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	8
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	9
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ...	9
島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例	11
島根県特別会計条例の一部を改正する条例	11
島根県産業廃棄物減量税条例等の一部を改正する条例	12
島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	12

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	12
島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例	13
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例及び県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	14
島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例	14
島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例 ...	15
島根県手数料条例の一部を改正する条例	15
島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例	16
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	19

平成23年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第21号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

専修学校進学者特別支援資金及び看護学生修学資金の返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 専修学校進学者特別支援資金関係

専修学校進学者特別支援資金の返還債務の免除の対象となる財団法人島根県育英会が貸し付けた資金を受ける専修学校進学者に、平成22年度中に高等学校、特別支援学校の高等部又は中等教育学校を卒業し、かつ、平成23年度中に専修学校（専門課程に限る。）に入学した者を加えること。

(2) 看護学生修学資金関係

看護学生修学資金の返還債務の全額免除の条件である医療施設等における業務従事の期間について、島根県の区域外に所在する養成施設のうち看護師を養成するものに在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。）で、平成22年度から平成25年度までの間に貸付金の貸付けを受けたもの（規則で定める者に限る。）にあっては、3年間とすること。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

2の(2)及び(3)については公布の日から、2の(1)については平成23年4月1日から施行する。

第22号議案

島根県公文書等の管理に関する条例

1 提案理由

県政の適正かつ効率的な運営を図るとともに、県及び県が設立した地方独立行政法人の諸活動を現在及び将来において説明する責務が全うされるようにするため、公文書の管理及び特定歴史公文書等の保存、利用等について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由

である。

2 条例の概要

(1) この条例は、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理及び特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び県が設立した地方独立行政法人の有するその諸活動を現在及び将来において説明する責務が全うされるようにすることを目的とすること。

(2) 次のとおり定義規定を設けること。

ア 実施機関とは、知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいうこと。

イ 公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているものをいうこと。

ウ 歴史公文書とは、歴史資料として重要な公文書をいうこと。

エ 特定歴史公文書等とは、次に掲げるもので、島根県公文書センター（以下「公文書センター」という。）において保存されているものをいうこと。

ア (13)により保存することとされたもの

イ (32)により保存することとされたもの

ウ 歴史資料として重要な文書であるものとして法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）又は個人から寄贈され、又は寄託されたもの

オ 公文書等とは、公文書及び特定歴史公文書等をいうこと。

(3) 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによること。

(4) 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の業務を行うため、公文書センターを松江市に設置すること。

(5) 公文書センターは、次に掲げる業務を行うこと。

ア 特定歴史公文書等を保存すること。

イ 特定歴史公文書等を一般の利用に供すること。

ウ 公文書（(10)により公文書センターにおける保存の措置をとるべきこ

とが定められているものに限る。)を保存すること。

エ アからウまでに附帯する業務

- (6) 実施機関の職員は、意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないこと。
- (7) 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならないこと。
- (8) 実施機関は、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書をファイルにまとめ、当該ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならないこと。
- (9) 実施機関は、(7)及び(8)により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができること。
- (10) 実施機関は、ファイル及び単独で管理している公文書(以下「ファイル等」という。)について、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては公文書センターにおける保存の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないこと。
- (11) 実施機関は、ファイル等について、当該ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならないこと。
- (12) 実施機関は、ファイル等の管理を適切に行うため、ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置等をファイル管理表に記載しなければならないこと。
- (13) 知事(地方公営企業法の管理者の権限を行う知事を除く。以下同じ。)は、保存期間が満了したファイル等について、(10)により保存の措置をとるべきことを定めたもの(14)により移管を受けたものを含む。)にあつては公文書センターにおいて保存することとし、廃棄の措置をとるべきことを定めたものにあつては廃棄しなければならないこと。
- (14) 知事以外の実施機関は、保存期間が満了したファイル等について、(10)により保存の措置をとるべきことを定めたものにあつては知事に移管し、廃棄の措置をとるべきことを定めたものにあつては廃棄しなければならないこと。
- (15) 実施機関は、(13)により保存されることとなるファイル等について、(20)

のアに該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならないこと。

- (16) 実施機関は、公文書の管理が(6)から(15)までにより適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定めを設けなければならないこと。
- (17) 知事は、特定歴史公文書等について、(29)により廃棄されるに至る場合を除き、公文書センターにおいて永久に保存しなければならないこと。
- (18) 知事は、特定歴史公文書等の分類、名称その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならないこと。
- (19) 特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）をしようとするものは、利用請求書を知事に提出しなければならないこと。
- (20) 知事は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、利用請求者に対し、当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させなければならないこと。

ア 当該特定歴史公文書等が(13)により公文書センターにおいて保存することとされたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

- ア 個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの等
- イ 法人等に関する情報で公開することにより当該法人等の権利を害すると認められるもの等
- ウ 公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を公文書センターにおいて保存する前に保存していた実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

イ 当該特定歴史公文書等が(32)により公文書センターにおいて保存することとされたものであって、(33)により利用の制限を行うことが適切である旨の意見を付されている場合

ウ 当該特定歴史公文書等が一定の期間公にしないことを条件に寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

エ 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合等

- (21) 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等が(20)のアに該当するか否かについて判断するに当たっては、公文書として作成又は取得されてから

の時の経過を考慮するとともに、(15)の意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならないこと。

(22) 知事は、(20)のアからウまでの場合であっても、(20)のアの情報又はイの制限若しくはウの条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならないこと。

(23) 知事は、(20)のアのウにかかわらず、本人から当該本人の個人情報記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合は、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用させなければならないこと。

(24) 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部若しくは一部を利用させ、又は全部を利用させないときは、その旨の決定（以下「利用決定等」という。）をし、利用請求者に対し、書面により通知しなければならないこと。

(25) 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、地方公共団体、利用請求者等以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができること。

(26) 知事は、(25)により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならないこと。

(27) 利用決定等について行政不服審査法の規定に基づく異議申立てがあったときは、知事は、次のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、島根県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならないこと。

ア 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

イ 異議申立てに対する決定において、異議申立てに係る利用決定等を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、反対意見書が提出されているときを除く。

(28) 特定歴史公文書等を公文書センターにおいて保存する前に保存していた実施機関が、知事に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必

要であるとして、当該特定歴史公文書等の利用の請求をした場合には、(20)のア及びイは、適用しないこと。

(29) 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が、歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができること。

(30) 知事は、(29)により文書を廃棄しようとするときは、審査会に諮問しなければならないこと。

(31) 刑事訴訟に関する書類については、(6)から(16)までは適用しないこと。

(32) 歴史公文書に該当する刑事訴訟に関する書類について、実施機関が公文書センターにおいて保存する必要があると認める場合は、知事は、当該刑事訴訟に関する書類について、公文書センターにおいて保存することとしなければならないこと。

(33) 実施機関は、(32)により公文書センターにおいて保存されることとなる刑事訴訟に関する書類について、知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならないこと。

(34) 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(35) 島根県情報公開条例の規定の整備

ア 公文書等の管理に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議することを審査会の事務に加えること。

イ (27)及び(30)により諮問された事項について審議することを審査会の事務に加えること。

ウ その他規定の整備

(36) 島根県個人情報保護条例の規定の整備

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。ただし、(5)のイ、(19)から(30)まで及び(35)のイについては、規則で定める日から施行する。

第23号議案

島根県情報公開条例の一部を改正する条例

1 提案理由

情報公開を推進するため、公文書の公開を請求できるものに係る制限を

撤廃することについて、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 何人も、実施機関に対して公文書の公開を請求することができることとする。
- (2) 任意公開申出制度を廃止すること。

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第24号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、獣医師の人材確保を図るため、初任給調整手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

獣医師に係る初任給調整手当の支給期間及び支給月額を限度額の改正

	改正前	改正後
支給期間	採用の日から7年以内	採用の日から9年以内
支給月額の限度額	14,000円	45,000円

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第25号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、主幹教諭の給料表等を定めること、及び国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しに鑑み、県立学校の教育職員の手当を改定することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 給料表に特2級として主幹教諭の職務の級を設置すること。
- (2) 義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額の改正

改 正 前	改 正 後
11,700円	8,000円

- (3) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正
- (4) その他規定の整備

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第26号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、及び国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しに鑑み、市町村立学校の教育職員の手当を改定することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額の改正

改 正 前	改 正 後
11,700円	8,000円

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第27号議案

非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

一部の行政委員会の委員の報酬を日額で支給することとするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

行政委員会の委員の報酬の改正

区 分		改 正 前		改 正 後	
選挙管理委員会	委員長	月額	170,000円	日額	38,400円
	その他の委員	月額	135,000円	日額	32,000円
収用委員会	会長	月額	104,000円	日額	38,400円
	その他の委員	月額	84,000円	日額	32,000円
海区漁業調整委員会	会長	月額	60,000円	日額	38,400円
	その他の委員	月額	53,000円	日額	32,000円
内水面漁場管理委員会	会長	月額	38,000円	日額	38,400円
	その他の委員	月額	35,000円	日額	32,000円

- 3 施行期日
平成23年4月1日から施行する。

第28号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第29号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

社会情勢の変動等に伴い、一般職員及び地方警察職員の特殊勤務手当の支給要件、金額等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 一般職員の特殊勤務手当

ア 計量検査業務従事手当の廃止

イ 手当の支給対象の改正

手当名	支給対象の改正内容
特殊環境施設業務従事手当	支給要件から洪水警戒体制時のダム管理所における業務を削ること。
狂犬病予防作業等従事手当	支給要件に中山間地域研究センター又は農林振興センターに勤務する職員が著しい危険性を有する動物を取り扱う作業で人事委員会規則で定めるものを加えること。

防疫作業等従事手当	保健所に勤務する保健師の資格を有する職員に係る支給要件を、結核患者の療養指導（人事委員会規則で定めるものに限る。）に改めること。
環境衛生検査業務従事手当	支給要件から宍道湖流域下水道管理事務所に勤務する職員の水質の検査及び分析の業務を削ること。
冬期海上等作業従事手当	支給対象職員から人事委員会規則で定める職員を除くこと。

ウ 手当額の改正

手当名	改正前		改正後	
税務特別手当	地方 機関 の一般職員	1月 15,000円 （人事委員会が認める業務に従事したときは、1日につき400円を加算）	地方 機関 の一般職員	1日 720円 （人事委員会が認める業務に従事したときは、400円を加算）
	地方 機関 の管理職員	1月 7,500円 （人事委員会が認める業務に従事したときは、1日につき400円を加算）	地方 機関 の管理職員	1日 360円 （人事委員会が認める業務に従事したときは、400円を加算）
用地等交渉手当	1日	700円 （業務が午後6時から翌日の午前8時までの間に行われた場合にあっては、280円を加算）	1日	700円 （業務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合にあっては、350円を加算）
精神保健業務手当	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく調査又は診察の立会い	1日 420円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく調査又は診察の立会い	1日 630円

- (2) 地方警察職員の特殊勤務手当
手当の支給対象の改正

手当名	支給対象の改正内容
死体取扱手当	支給対象に司法解剖以外の解剖の補助作業又は立会いの作業を加えること。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第30号議案

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

社会福祉法人島根県社会福祉事業団に対する県の出資割合が低下したこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

経営評価の対象法人から社会福祉法人島根県社会福祉事業団を除くこと。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第31号議案

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

1 提案理由

集中処理を行う事務に係る予算執行の効率化を図るため、及び農業改良資金助成法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる特別会計の設置

(1) 島根県総務事務集中処理特別会計

(2) 島根県農林漁業改善資金特別会計

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第32号議案

島根県産業廃棄物減量税条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例の引用条項の整理

- (1) 島根県産業廃棄物減量税条例
- (2) 旧島根県産業廃棄物減量税条例

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第33号議案

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

オンラインを利用して申請、届出その他の手続等を行うことのできる機関を追加するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 申請、届出その他の手続等をオンラインを利用して行うことができる機関に、議会及び県が設立した地方独立行政法人を追加すること。
- (2) その他規定の整備

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第34号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,638人	1,627人	11人
	事務職員、技術職員その他の職員	196人	195人	1人
特別支援学校	教育職員	957人	934人	23人
	事務職員、技術職員その他の職員	81人	80人	1人
小学校及び中学校	教育職員	5,280人	5,277人	3人
	事務職員及び技術職員	365人	361人	4人

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第35号議案

島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

業務の効率化が図られたこと及び斐伊川水道建設事業等の完了に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

企業局の職員の定数の改正

改正前	改正後	増 減
93人	83人	10人

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第36号議案

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例及び県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

学校における組織運営体制及び指導体制の確立を図る目的から、主幹教諭を県立の高等学校及び特別支援学校に配置するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例について、その適用の対象となる職員に主幹教諭を加えること。

- (1) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例
- (2) 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第37号議案

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立青少年の家の利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

島根県立青少年の家の施設の使用料の新設

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
第6研修室	260円	350円	350円	610円	690円	950円

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第38号議案

島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県農業技術センター加工研究部と島根県産業技術センター浜田技術センターを統合することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 食品に関する分析等に係る手数料の廃止
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第39号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者であることの認定に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
認定を受けようとする者	33,000円
認定の更新を受けようとする者	20,000円

- (2) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者であることの認定に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
認定を受けようとする者	33,000円
認定の更新を受けようとする者	20,000円

- (3) 引用する条項の整理

- 3 施行期日
平成23年4月1日から施行する。

第40号議案

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例

1 提案理由

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設の設置及び管理について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 雲南市及び仁多郡奥出雲町に設置された尾原ダムの周辺地域において、スポーツを中心とした交流を促進することにより地域の活性化を図るため、島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）を次のとおり設置すること。

名 称	位 置
島根県さくらおろち湖自転車競技施設	雲南市
島根県さくらおろち湖ボート競技施設	

- (2) スポーツ施設の開場時間は、午前9時から午後5時までとすること。
 (3) スポーツ施設の休業日は、毎週月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとすること。
 (4) スポーツ施設の施設及び設備を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこと。
 (5) スポーツ施設の施設及び設備の使用の許可を受けた者は、次に掲げる使用料を納付しなければならないこと。

ア 島根県さくらおろち湖自転車競技施設

区 分	単 位	使用料
会議室	午前9時から午後1時まで	630円
	午後1時から午後5時まで	630円
	午前9時から午後5時まで	1,260円
	その他の時間1時間までごと	180円
シャワー 冷水シャワー	1人1回につき	50円

室	温水シャワー	1人1回につき	230円
外部電源		午前9時から午後1時まで	140円
		午後1時から午後5時まで	140円
		午前9時から午後5時まで	290円
		その他の時間1時間までごと	40円
附属設備	放送機材	1式4時間につき	130円
	決勝審判台	1台4時間につき	110円
	周回表示器	1台4時間につき	40円
	表彰台	1台4時間につき	40円
	テント	1式1日につき	850円
	ホワイトボード	1台1日につき	30円
	長机	1脚1日につき	60円
	椅子	1脚1日につき	30円

イ 島根県さくらおろち湖ボート競技施設

区 分		単 位	使用料
会議室		午前9時から午後1時まで	290円
		午後1時から午後5時まで	290円
		午前9時から午後5時まで	580円
		その他の時間1時間までごと	80円
艇保	シングル スカル 艇	使用期間 1年未満	1艇1月につき 480円
		使用期間 1年	1艇につき 5,790円
	ダブル スカル 艇	使用期間 1年未満	1艇1月につき 560円
		使用期間 1年	1艇につき 6,890円
	クオド	使用期間 1年未満	1艇1月につき 770円

管庫	プル艇	使用期間 1年	1艇につき	9,380円
	ナック ルフォ ア艇	使用期間 1年未満	1艇1月につき	650円
		使用期間 1年	1艇につき	7,820円
	エイト 艇	使用期間 1年未満	1艇1月につき	1,050円
		使用期間 1年	1艇につき	12,600円
	シャワー室	冷水シャ ワー	1人1回につき	50円
		温水シャ ワー	1人1回につき	230円
	外部電源			午前9時から午後1時まで
		午後1時から午後5時まで	140円	
		午前9時から午後5時まで	290円	
		その他の時間1時間までご と	40円	
附属設備	シングル スカル艇	1艇4時間につき		150円
	ダブルス カル艇	1艇4時間につき		330円
	審判艇	1艇4時間につき		730円
	作業船	1隻4時間につき		880円
	発艇設備	1式4時間につき		1,050円
	放送設備	1式4時間につき		100円
	競技用具	1式4時間につき		60円
	長机	1脚1日につき		60円
	椅子	1脚1日につき		30円

- (6) 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することが

できること。

3 施行期日

平成23年5月15日から施行する。ただし、島根県さくらおろち湖ポート競技施設に係る部分は、規則で定める日から施行する。

第41号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅を新設するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えること。

団地の名称	所在地
南廻山団地	八束郡東出雲町

(2) 松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正

3 施行期日

規則で定める日から施行する。